



雇用・労働・移民法ニュース

皆様に随時移民法、ビザ情報をアップデートしております。

永住権審査時間の大幅な遅延

2024年6月18日、バイデン大統領は大統領の権限行使し、50万人にの不法移民に労働許可を与え、強制送還から保護し、永住権や市民権への合理的な道を提供する新たなparole-in-place（“PIP”）という移民法政策を発表しました。このPIPプログラムは特に米国市民と結婚し、米国に最低10年居住している人、またその他の要件を満たす移民を対象としています。

このプログラムが施行されれば、2012年のDACAプログラム以来、不法移民に対する最大規模の救済措置となります。PIP申請者は2024年6月17日時点で下記の条件をすべて満たしていれば、米国内で永住権を申請できる可能性があります。

- 許可なくしてアメリカに入国し、滞在している。
- 米国に最低10年間滞在している。
- 米国国民と合法に結婚しているか、米国市民と継子関係にある。
- 特定の犯罪歴や国家安全保障または公共安全に対する脅威がないこと。

PIPは一回に3年間有効で、最長3年間の就労許可を申請することもできます。PIPの資格に関しては各申請者の状況を審査されますが、PIPが認められたら、承認から3年以内にグリーンカードを申請することができます。

DACA受給者やDreamersは、アメリカの大学学位を保有し、アメリカの雇用主から学位と関連するポジションへの雇用オファーをもらっていれば、H-1Bなどの短期就労ビザを申請できる可能性もあります。Dreamersとは、幼少期に米国に不法

入国し、アメリカで学校に通い、自分をアメリカ人だと認識している子供を指します。

多くのDreamersはティーネージャーになり、運転免許が申請できない、大学に申請できないなどの状況下に置かれて、初めて自分が不法移民であることに気が付きます。これらDreamersの多くは既に社会の一員となって生活しており、学業や技術を有する者が数多く存在します。

DACAとはDeferred Action for Childhood Arrivalsの略称で、オバマ政権がこのようなDreamersに対し、一定の条件を満たせばアメリカに短期的に滞在し、就労できるように設けた救済プログラムのことです。現在DACAの資格で就労しているものは数多く存在し、それぞれの資格やスキルを使って社会の様々な分野に貢献しています。

PIPの申請方法に関しては、今年の夏以降に政府から発表があるので、それまでは申請書類は提出できません。また、このプログラムが施行されるまでは、内容に訂正が加わる可能性があるので、政府の発表を確認することが大切です。



執筆：大蔵昌枝弁護士
Taylor English Duma LLP 法律事務所
* Copyright reserved. 著作権所有
1600 Parkwood Circle, Suite 200,
Atlanta, GA 30339
DIRECT: 678.426.4641
OFFICE: 770.434.6868
E-Mail: mokura@taylorenglish.com
www.taylorenglish.com

本ニュース記事に関する注意事項 (DISCLAIMER)

本雇用・労働・移民法ニュース記事は弁護士として法律上または専門的なアドバイスの提供を意図したものではなく、一般的な情報の提供を目的とするものです。また、記載されている情報に関しては、できるだけ正確なものにする努力をしておりますが、正確さについての保証はできません。しかも、法律や政府の方針は頻繁に変更するものであるため、実際の法律問題の処理に当っては、必ず専門の弁護士もしくは専門家の意見を求めて下さい。Taylor English Duma 法律事務所および筆者はこの記事に含まれる情報を現実の問題に適用することによって生じる結果や損失に関して何ら責任も負うことは出来ませんのであらかじめご承知おき下さい。

日本にて学生・研究者用のビザ関連書籍を出版

大蔵昌枝弁護士 ジョージア州弁護士

学生や研究者は弁護士や企業サポートがなく、自分でビザ申請を行うことが多いため、法的問題に対してどこを見てよいかわからないといった問題が多くみられます。そのため、自分でもビザの申請ができるように解説された本です。

研究者は学生ビザ、研修ビザ、就労ビザなどで渡米されるので、主にF-1・OPT/CPTとJ-1の申請方法や配偶者の就労について触れていますが、就労としてくる場合のH1B、L、E、Oビザなども選択肢として簡単に解説しています。

下記のリンクから書籍の概要をご覧いただけます。

<https://www.yodosha.co.jp/jikkenigaku/book/9784758108492/>

研究者・留学生のための アメリカビザ取得 完全マニュアル



アメリカの弁護士による徹底解説！

著者 大蔵昌枝 (Taylor English Duma LLP, ジョージア州弁護士)
監修 大蔵昌枝 (Taylor English Duma LLP, ジョージア州弁護士)
野口剛史 (OFS File LLC, ジョーシュア州弁護士)

YODOSHA